宝塚市介護サービス継続支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，新型コロナウイルス感染症の感染者等に該当した本市の市民である介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）に介護保険サービスを提供する事業者（以下「介護保険サービス事業者」という。）に対し，予算の範囲内において介護サービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより，介護保険サービス事業者の事業の継続の支援を行うとともに，被保険者の在宅生活の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 感染者等　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　感染者又はみなし陽性者と診断された者

イ 国立感染症研究所感染症疫学センターが定める新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）に定義される濃厚接触者に該当する者

ウ　感染が疑われる者でＰＣＲ検査の結果、医療機関等の診断が確定するまで　の間の者

エ　感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者

オ　その他市長が認めた者

(2)　介護保険サービス　別表第１に掲げるサービスをいう。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付対象となる事業者は，被保険者のうち前条第１号に該当する者に対して，別表第１に定めるサービスを提供した介護保険サービス事業者とする。ただし、前条第１号アに該当する者に対する同一日の支援に対して兵庫県が実施する「支援が必要な感染高齢者・障害児者に対するフォローアップ体制強化事業」による協力金を受ける者を除く。

（交付対象期間）

第４条　補助金の交付対象となる期間は，感染者等に該当した日から起算して１４日を経過するまでの間とする。ただし，市長が必要と認める場合は，この限りでない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，感染者等１人に対し別表第１に定めるサービスの提供を行った日について，１日につき４，０００円とする。ただし１２月２９日から翌年１月３日に別表第１に定めるサービスの提供を行った日については，１日につき８，０００円とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は，宝塚市介護サービス継続支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に別表第２に掲げる関係書類を添えて，令和５年２月２８日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は，前条に規定する申請を受理したときは，その内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，宝塚市介護サービス継続支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により，申請者に通知する。

　 (補助金の請求)

第８条　交付決定を受けた事業者が補助金を請求しようとするときは，速やかに宝塚市介護サービス継続支援事業補助金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し等）

第９条　市長は，次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
2. 他の法令等に基づく国，都道府県，市町村又はその他団体等の同様の補助金等

　 の交付を受けたとき。

(3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は，前項の規定により取消しを行ったときは，宝塚市介護サービス継続支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条　市長は，前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において，当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは，宝塚市介護サービス継続支援事業補助金返還命令書（様式第５号）により，当該交付を受けた者に対し，その返還を命じるものとする。

　（帳簿等の保存）

第 11 条　事業者は、補助事業の実施に関し、必要な事業記録や証拠書類等を、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとする。

（補則）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は，令和５年３月３１日限り，その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、この要綱は、なおその効力を有する。

別表第１（第２条関係）

介護保険サービス

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険サービス | 訪問介護  訪問看護  介護予防訪問看護  訪問入浴介護  介護予防訪問入浴介護  訪問リハビリテーション  介護予防訪問リハビリテーション  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  第１号訪問事業 |

別表第２（第６条関係）

関係書類

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象者 | 関係書類 |
| 介護保険サービス事  業者 | (1)　補助金の交付対象となるサービス提供の記録の写し  (2)　居宅サービス計画書（第１表及び第６表）の写し  (3)　感染者等確認書（別紙１） |